子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は地域における子どもたちのスポーツの推進を図るため、予算の範囲内において子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

- 第2条 補助の対象者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1)市町
 - (2)佐賀県内の総合型地域スポーツクラブ
 - (3) 佐賀県内の体育協会
 - (4)佐賀県内のレクリエーション協会
- 2 前項の(2)から(4)までの補助事業者は、自己又は組織の役員等が、次の各号の いずれにも該当する者であってはならない。
 - (1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目 的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 第1項の(2)から(4)までの補助対象者は、前項の(1)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、「子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業実施要領」に基づき、補助事業者が実施する事業とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率等は、別表 のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める期日までとし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。
- 4 補助事業者は、第1項の申請をしようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方消費税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

- 第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費間の 30パーセント以内の金額の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙 (「佐賀県ローカル発注促進要領」(平成24年10月9日付商第1251号)) のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合に おいては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業 が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書

は、様式第2号のとおりとする。

3 第1項第4号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は、 様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

- 第7条 知事は、必要に応じて、補助事業者に対し、補助事業遂行の状況について事業遂 行状況報告書の提出を求めることができる。
- 2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第4号のとおりとする。

(実績報告)

- 第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)15日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了日(補助金が全額概算払いで支払われた場合にあっては、補助金の交付の決定に係る会計年度終了後7日以内)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 第5条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 第5条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付)

- 第9条 この補助金は、知事が必要と認めたときは概算払いで交付することができる。
- 2 規則第15条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第7号のとおりとする。
- 3 規則第15条第2項に規定する補助金等交付請求書は、様式第8号のとおりとする。

(財産の管理及び処分)

- 第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等(以下「財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。
- 2 規則第22条ただし書の規定により、財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の 耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1の規定によるものと

する。

- 3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、 規則第22条の規定により、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第9号)1部を知事 に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の1件当たりの取得価 格又は効用の増加価格が10万円未満のものはこの限りでない。
- 4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る処分をしたことにより 収入があったときは、その全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる ものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助率	補助金の限度額
小学生を対象に気軽に楽しめる4種目以上のスポーツ		
(レクリエーション含む)教室等の開催に要する経費のう		
ち、指導者等への謝金、旅費、スポーツ用具費、消耗品費、	定額	700,000 円
通信運搬費、印刷製本費、広報費、委託料、使用料、その		
他必要と認められる経費		

佐賀県知事様

申請者 住 所 団体名 氏 名

EП

平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業費補助金交付申請書

下記のとおり、子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業を実施したいので、 佐賀県補助金等交付規則及び子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業費補助金 交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 事業計画書(別紙1) その他資料があれば併せて提出すること
- 4 事業の効果
- 5 事業完了予定年月日
- 6 誓約書(別紙2) 市町は提出不要

事業計画書

1 概 要

教室等の名称				
教室等の開催場所				
実施種目 4種目以上				
実施予定期間				
(実施予定日・				
実施時間帯等)				
教室等の開催回数				
参加者の見込み数				
(延べ参加者数)				
会費予定額	一人当たり	円		
その他				

2 経費の配分

(単位:千円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金額	備考
計				

備考欄に補助対象経費の積算を記載すること

3 収支予算書

収入の部

(単位:千円)

経費区分	予算額	備考
計		

支出の部

(単位:千円)

経費区分	予算額	備考
計		

平成

年 月

誓約書

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 自己又は自社・団体等の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

日

代表者生年月日

- (4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その 他の団体又は個人ではありません。

住 所		
団 体 名		
代表者氏名		(EII)

月

日

年

様式第2号(第6条関係)

 番
 号

 年
 月

 日

佐賀県知事

樣

補助事業者 住 所 団体名

氏 名

印

平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業について、下記の理由に より事業の内容及び経費を変更し〔金 円の追加交付(減額承認)を受け〕 たいので、佐賀県補助金等交付規則及び子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事 業費補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

变更理由

- 注1)金額の変更のない変更申請の場合は、[〕は削除すること。
- 注 2) 関係書類とは、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の 配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるようにすること。

佐賀県知事様

補助事業者 住 所 団体名

氏 名 印

平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業費補助金に係る 補助事業の中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業について、下記の理由により中止(廃止)したいので、子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業費補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

- 1 中止(廃止)する理由
- 2 中止の期間 (廃止の始期)

様式第4号(第7条関係)

 番
 号

 年
 月

 日

佐賀県知事様

 補助事業者
 住
 所

 団体名
 氏
 名

ED

平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業の遂行状況について、佐 賀県補助金等交付規則及び子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業費補助金交 付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

事業の遂行状況等 別紙1のとおり

事業遂行状況

- 1 事業の遂行状況
- 2 収支の状況 収入の部

(単位:千円)

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
計				

支出の部

(単位:千円)

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
計				

3 その他参考資料(事業の進捗状況が分かるもの)

佐賀県知事様

 補助事業者
 住
 所

 団体名
 氏
 名

印

平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業について、下記のとおり 実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び子どもたちがスポーツに親しむきっかけづく り事業費補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業の目的
- 2 事業実績書(別紙1)
- 3 事業の成果
- 4 事業完了年月日
- 5 その他必要な書類(事業内容が分かる写真や成果品など)

事業実績書

1 概 要

教室等の名称			
教室等の開催回数			
開催種目			
延参加者数			
会費額	一人当たり	円	
その他			

						参加	者数		
	開催日	開催場所	実施種目	1	2	3	4	5	6
				年	年	年	年	年	年
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
1 0									
1 1									
1 2									
1 3									
1 4									
1 5									
1 6									
1 7									
1 8									
1 9									
2 0									
計									

2 経費の配分

(単位:円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金額	備考
計				

備考欄に補助対象経費の積算を記載すること

3 収支決算書

収入の部

(単位:円)

経費区分	予算額	決算額	差引増減額	備考
計				

支出の部

(単位:円)

経費区分	予算額	決算額	差引増減額	備考
計				

番		号
年	月	н

佐賀県知事様

 補助事業者
 住
 所

 団体名
 氏
 名

ED

円

平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業費補助金に係る 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業費補助金について、仕入 控除税額が確定したので、佐賀県補助金等交付規則及び子どもたちがスポーツに親しむき っかけづくり事業費補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金額(知事が確定通知書により通知した額) 金 円
- 2 補助金の確定時における消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額 金

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除 税額 金 円

- 4 補助金返還相当額(=3-2) 金 円
- 注1)別紙として積算の内訳を添付すること。
- 注2)課税事業者の場合であっても、単純に補助金の8%相当額が消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額による税額等の対象額でない。

佐賀県知事様

補助事業者 住 所 団体名

氏 名 印

平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった平成 年度 子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業費補助金として、下記の金額を交付さ れるよう佐賀県補助金等交付規則及び子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業 費補助金交付要綱の規定に基づき、請求します。

記

請求額 金 円

金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義 (フリガナ)

佐賀県知事様

補助事業者 住 所 団体名

氏 名 印

平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった平成 年度 子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業費補助金のうち、下記の金額を交付さ れるよう佐賀県補助金等交付規則及び子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業 費補助金交付要綱の規定に基づき、請求します。

記

 請求額
 金
 円

 (内訳)交付決定額
 金
 円

 交付済額
 金
 円

 今回請求額
 金
 円

 残額
 金
 円

金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義 (フリガナ)

佐賀県知事様

 補助事業者
 住
 所

 団体名
 氏
 名

EP

平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業に係る 財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった 平成 年度子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業に係る財産を処分したい ので、佐賀県補助金等交付規則及び子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくり事業費 補助金交付要綱の規定に基づき承認してください。

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由